

# 飲食店の皆さんへ

2020年4月1日から「改正健康増進法」が全面施行されました。  
望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き  
喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。



## 原則 屋内禁煙です

営業時間外や客席以外の屋内※も 要件を満たした喫煙室以外は、加熱式たばこも含めて禁煙です。  
※ 従業員用休憩室やバックヤードも含みます。

施設の管理権原者等(所有者、施設管理者等)には  
受動喫煙を防止するための責務があります

### 喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。

### 喫煙者への 喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙をしている者(または喫煙しようとしている者)に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。



違反した場合、指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

### あなたのお店での対応を考えてみましょう！

全ての人が安心して  
利用できる店舗に  
したい

紙巻たばこが吸える  
喫煙エリアを作りたい

加熱式たばこを喫煙し  
ながら飲食できるエリア  
を設けたい



店内禁煙とする



喫煙専用室を設置する

喫煙専用室を施設の一部に設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。  
喫煙専用室では、喫煙以外の行為を行うことはできません。



加熱式たばこ専用  
喫煙室を設置する

加熱式たばこのみの喫煙が可能な  
加熱式たばこ専用喫煙室を施設の一部に設置し、この中以外の全てのエリアを禁煙とする方法です。  
加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食等の喫煙以外の行為をすることができます。

喫煙室設置に必要な条件は次のページ

# 「喫煙室設置」の際に必要な事項

■喫煙室を設ける際、たばこの煙が室外に流れ出ないよう、次の三つの技術的基準を満たさなければなりません。

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

■そのほか、4つの注意事項があります。

## 喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、喫煙室及び施設出入口に標識の掲示が義務付けられます。

## 従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずることも必要です。



喫煙室区分や技術的基準の詳細・受動喫煙対策に関する助成金情報・標識ダウンロードなど、詳しくは厚生労働省「なくそっ！望まない受動喫煙」Webサイトをご覧ください。  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

## 20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入ることができません。

## 喫煙室の設置場所

望まない受動喫煙が生じない場所とするよう配慮しなければなりません。  
※施設の屋外でも配慮が必要です。

## ＜参考＞その他の喫煙室を設置できる場合

喫煙目的室	シガーバーやたばこ販売店などの喫煙目的施設については、たばこの煙の流出防止のための技術的基準に適合した屋内の場所に限り、喫煙目的室を設けることができます。 ※主食の提供はできません	喫煙可能室	喫煙に加え、飲食等を提供することができます。 管轄の保健所に届出が必要です。 下記3点を全て満たす必要があります。 ・2020年4月1日時点で現に存する店舗である ・資本金または出資の総額5000万円以下 ・客席面積100m <sup>2</sup> 以下
-------	---	-------	---

## お問い合わせは管轄の保健所へ

県北 保健福祉事務所 健康増進課	〒960-8012 福島市御山町8番30号 Tel 024-534-4161 Fax 024-534-4105 kenpoku.zoushin@pref.fukushima.lg.jp	相双 保健福祉事務所 健康増進課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 Tel 0244-26-1138 Fax 0244-26-1139 sousou.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp
県中 保健福祉事務所 健康増進課	〒962-0834 須賀川市旭町153-1 Tel 0248-75-7814 Fax 0248-75-7824 kentyyu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	福島市保健所 健康づくり推進課	〒960-8002 福島市森合町10番1号 Tel 024-597-8616 Fax 024-525-5701 kenkou@mail.city.fukushima.fukushima.jp
県南 保健福祉事務所 健康増進課	〒961-0074 白河市郭内127番地 Tel 0248-22-5443 Fax 0248-22-5451 kenkou_kennan@pref.fukushima.lg.jp	郡山市保健所 健康づくり課	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 Tel 024-924-2900 Fax 024-934-2960 kenkoudukuri@city.koriyama.lg.jp
会津 保健福祉事務所 健康増進課	〒965-0807 会津若松市城東町5番12号 Tel 0242-29-5508 Fax 0242-29-5509 aidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	いわき市保健所 地域保健課	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 Tel 0246-27-8594 Fax 0246-27-8607 hokenjo-chiikihoken@city.iwaki.lg.jp
南会津 保健福祉事務所 総務企画課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2 Tel 0241-63-0303 Fax 0241-63-0310 minamiaidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp		